

2014年12月9日

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 様
東京都オリンピック・パラリンピック準備局 様
内閣官房 様

認定特定非営利活動法人

DPI (障害者インターナショナル) 日本会議

議長 平野 みどり



東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた
アクセシビリティ協議会に関する抗議文

貴職におかれましては、2020年のオリンピック・パラリンピック開催への準備に向けて、ご尽力のことと存じます。

オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に当たり、障害の有無に関わらず、すべての人々にとってアクセス可能でインクルーシブな大会とするため、「アクセシビリティ・ガイドライン」の策定は、大会のハード・ソフト面のバリアフリー整備に向け重要な役割を果たすものである。また、大会のレガシーとして、今後のインクルーシブ社会の実現に向けて、最も残すべき価値があるものと認識している。こうしたアクセシビリティ・ガイドラインの策定に向けては、大会関係者のみならず障害当事者など、さまざまな人たちの参画により作られていくべきものであり、近年の法整備においても、障害当事者参画が進められてきた。

障害当事者の参画については、2006年に制定されたバリアフリー法で、プロセスへの参画が明文化された。また、同年に国連で採択された障害者権利条約の作成プロセスでは「Nothing About Us Without Us」(私たち抜きで私たちのことを決めないでほしい)というスローガンが広く支持され、様々な決定プロセスに障害当事者が参画していくことの重要性は国際的に広く認識されている。それはわが国でも同様であり、障害者権利条約の批准に関連して障害者関係国内法の整備を検討する「障がい者制度改革推進会議」および「障害者政策委員会」では、委員の過半数をさまざまな障害のある当事者が占め、実質的な障害者政策の審議が当事者参画の下で行われてきている。

しかしながら、今回、アクセシビリティ協議会による「アクセシビリティ・ガイドライン」の策定では、これまでの障害当事者の参画の国際的、国内的な流れと逆行した取組となっている。審議・承認を行う「協議会」では障害者団体の参加が極めて限定的であり、また具体的な協議・調整を行う「各部会」では障害者団体の参加がなされないまま、ヒアリング対象のみの扱いとされている。「Nothing About Us Without Us」の重要性は、障害のある当事者が決定に関与するというものであるにもかかわらず、上記のように障害者団体の実質的な参画が無いなかで、今後の影響が大きく重要であるガイドラインを策定し、国際パラリンピック委員会へ提案することについて、抗議するものである。

以上より、「協議会」および「各部会」への実質的な障害者団体の参画の下で、協議、審議を行い「アクセシビリティ・ガイドライン」の策定を行うことを求める。